

福岡県公報

平成21年7月15日
第2991号

目次

告示(第1161号-第1174号)

○道路の区域の変更	(道路維持課)	1
○道路の供用の開始	(道路維持課)	1
○大規模小売店舗立地法附則第5条第1項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)	2
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	2
○大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)	2
○大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)	3
○公共測量の実施	(県土整備総務課)	3
○解除予定保安林の所在場所等	(森林保全課)	3
○土地改良事業の工事の完了	(農村整備課)	4
○土地改良事業計画の変更の認可申請の適否決定	(農村整備課)	4
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	4
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	5
○道路の区域の変更	(道路維持課)	5
○道路の区域の変更	(道路維持課)	5
公 告		
○福岡県行政手続条例に基づく意見募集	(廃棄物対策課)	6
○平成20年度福岡県情報公開条例の運用状況	(県民情報広報課)	6
○平成20年度福岡県個人情報保護条例の運用状況	(県民情報広報課)	16

○貸金業者の登録の取消し

(中小企業経営金融課)24

告 示

福岡県告示第1161号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年7月15日

福岡県知事 麻 生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
北九州	県 道	中 水 間 巻 線	前	遠賀郡水巻町吉田西1丁目 2278番3先から 遠賀郡水巻町頃末南1丁目 727番5先まで	28.0 ~ 34.5	450.0
			後	同上	28.0 ~ 54.0	450.0

福岡県告示第1162号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成21年7月15日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年7月15日

福岡県知事 麻 生 渡

土木事務所名	路線名	供 用 開 始 の 区 間

飯塚	200号	飯塚市内野2467番32先から 飯塚市内野2444番1先まで
----	------	-----------------------------------

福岡県告示第1163号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定に基づく変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成21年7月15日

福岡県知事 麻生 渡

1 届出年月日

平成21年6月24日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 マンガ倉庫八女本店
- (2) 所在地 福岡県八女市大字吉田字原尾123番 外

3 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者	変更前		変更後	
	開店時刻	閉店時刻	開店時刻	閉店時刻
株式会社チェンジ	午前10時	午後7時30分 (年間120日は 午後8時)	24時間	

(2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯

変更前	変更後
午前9時30分から午後8時30分まで	24時間

福岡県告示第1164号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成21年7月15日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

京都郡苅田町大字堤字乗末593番15、595番1及び595番4から595番16まで、大字苅田字乗末603番2、603番3、603番5及び603番6並びに字五徳田615番5、616番1、616番3及び616番5から616番18まで

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

京都郡苅田町神田町1丁目4番地の15
臨海商事 有限会社
代表取締役 渡邊 剛

福岡県告示第1165号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米商工事務所において縦覧に供する。

平成21年7月15日

福岡県知事 麻生 渡

1 届出年月日

平成21年7月1日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 マンガ倉庫大川店
- (2) 所在地 福岡県大川市大字向島1373-1 外

3 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変 更 前	変 更 後
イオン九州株式会社 代表取締役 松井 博史	イオン九州株式会社 代表取締役 岡澤 正章

- 4 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

変 更 前	変 更 後
有限会社ショウセイ	株式会社ショウセイ
株式会社大創産業 広島県東広島市西条町大字吉行 字向1番地の60	株式会社大創産業 広島県東広島市西条吉行東一丁目 4番14号

福岡県告示第1166号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があつた大規模小売店舗について、変更の届出があつたので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成21年7月15日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 届出年月日

平成21年7月1日

- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 マンガ倉庫大川店

(2) 所在地 福岡県大川市大字向島1373-1 外

- 3 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業を行う者の名称	変 更 前		変 更 後	
	開店時刻	閉店時刻	開店時刻	閉店時刻
株式会社ショウセイ	午前10時	午前2時	24時間	
株式会社大創産業	午前10時	午後8時	午前10時	午後8時

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変 更 前	変 更 後
午前9時30分～午前2時30分	24時間

福岡県告示第1167号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があつたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成21年7月15日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 測量の種類

公共測量（1級基準点測量）

- 2 測量の実施地域及び期間

実 施 地 域	実 施 期 間
北九州市門司区新門司北二丁目	平成21年7月1日から 平成21年8月31日まで

福岡県告示第1168号

保安林の指定の解除をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

平成21年7月15日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 解除予定保安林の所在場所

京都郡みやこ町犀川横瀬字へり山926の4

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 解除の理由

道路用地とするため

福岡県告示第1169号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定に基づき、土地改良事業を行う者から土地改良事業の工事の完了に係る届出があったので、同条第2項の規定により次のように公告する。

平成21年7月15日

福岡県知事 麻生 渡

土地改良事業の事業主体名	土地改良事業の名称	施行認可年月日	工事完了年月日
赤池町大浦土地改良事業共同施行	区画整理事業（第1工区）	昭和56年4月10日	平成13年3月31日
赤池町大浦土地改良事業共同施行	区画整理事業（第2工区）	昭和56年4月10日	平成13年3月31日
赤池町大浦土地改良事業共同施行	区画整理事業（第3工区）	昭和56年4月10日	平成13年3月31日

福岡県告示第1170号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定に基づき、土地改良区の土地改良事業計画の変更の認可申請を平成21年7月6日付けで適当であると決定したので、同法第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成21年7月15日

福岡県知事 麻生 渡

土地改良区名	縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
道手東土地改良区	土地改良事業変更計画書の写し	平成21年7月15日から平成21年8月13日まで	田川市役所

福岡県告示第1171号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成21年7月15日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成21年6月22日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人 HEARTY. SMILE

(2) 代表者の氏名

石橋 誠

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市東区みどりが丘二丁目25番13号

(4) 定款に記載された目的

（変更前）この法人は、在宅で支援が必要な障がい児（者）の方々に対して、福祉作業所の運営、障害者自立支援法に基づく各種の障害福祉サービスや福祉向上に関する事業を行うことにより、障がい児（者）の方々生きる喜びを与え、豊かな人生の実現を支援することにより、福祉の増進に寄与することを目的とする。

（変更後）この法人は、在宅で支援が必要な障がい児（者）や高齢者の方々に対して、福祉作業所の運営、障害者自立支援法に基づく各種の障害福祉サービス事業、介護保険法に基づく各種の事業及びその他の福祉向上に関する事業を行うことにより、障がい児（者）や高齢者の方々生きる喜びを与え、豊かな人生の実現を

支援することにより、福祉の増進に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1172号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成21年7月15日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 申請のあった年月日
平成21年6月23日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人 地域福祉を支える会 そよかぜ

(2) 代表者の氏名

濱崎 和久

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市博多区銀天町2丁目2番37号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、助けたり、助けられたりの互助精神に基づき、健康で安心して生活できる地域社会の実現と、愉しくて生きがいのある長寿社会構築のため、志を同じくする者が相集い、高齢者や障害者及び病気の人に対する家事援助、介護援助等の事業を通じ地域福祉の増進に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1173号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年7月15日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延長(メ ートル)	備 考
行 橋	県 道	山 口 行 橋 線	前	京都郡苅田町大字 鋤崎479番9先から 京都郡苅田町大字 岡崎63番1先まで	6.5 ～ 13.0	1,100.0	うち、一 般県道須 磨園南原 曾根線重 用延長225 メートル
			後	同上	7.5 ～ 24.5	1,100.0	うち、一 般県道須 磨園南原 曾根線重 用延長225 メートル

福岡県告示第1174号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年7月15日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
行 橋	県 道	須 磨 園 南 原 曾 根 線	前	京都郡苅田町大字鋤崎387 番1先から 京都郡苅田町大字岡崎63番 1先まで	6.5 ～ 13.0	225.0
			後	同上	10.5 ～ 25.5	225.0

公 告

公告

福岡県産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例施行規則の一部を改正する規則案について、次のとおり意見を募集します。

平成21年7月15日

福岡県知事 麻 生 渡

1 意見募集期間

平成21年7月6日から平成21年8月5日まで

2 概要、受付方法等

関連資料については、福岡県ホームページ (<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>) に掲載するほか、福岡県環境部廃棄物対策課に備え置きます。

公告

福岡県情報公開条例（平成13年福岡県条例第5号）第39条の規定に基づき、平成20年度における同条例の運用状況を次のように公表する。

平成21年7月15日

福岡県知事 麻 生 渡

平成20年度福岡県情報公開条例の運用状況

1 公文書の開示

1 公文書の開示請求と決定の状況

平成20年度における公文書の開示請求の件数は943件で、そのうち実施機関が開示決定等を行った件数は、取下げの件数65件を除いた878件です。また、実質開示率は不存在を理由とする非開示47件を除き98パーセントとなります（表1）。

表1 公文書の開示請求、開示決定等の状況

開示請求 の 件数	決定の状況				実 質 開 示 率 %		
	開示	部分開示	非開示	却下		取 下 げ	
							不 存 在
943	350	465	63	47	0	65	98

2 実施機関別の開示請求件数と開示決定等の状況

実施機関別の開示請求件数は、知事719件、教育委員会78件、選挙管理委員会54件、警察本部長53件などとなっています（表2）。

表2 実施機関別の開示請求件数と開示決定等の状況

実施機関	開示請求 の件数	決定の状況				取下げ
		開示	部分開示	非開示		
				不存在	却下	
総務部	62	13	30	7	7	12
企画・地域振興部	23	3	14	5	5	1
知 新社会推進部	16	6	9	1		
保健医療介護部	254	109	125	5	3	15
福祉労働部	56	16	32	2	2	6
環境部	89	12	58	9	9	10
商工部	26	13	11			2
農林水産部	34	14	14	5	3	1
県土整備部	111	57	43	6	5	5
建築都市部	48	23	23			2
会計管理局						
小計	719	266	359	40	34	54
議 会	16	6	8	1	1	1
公営企業の管理者	4	1	3			
教育委員会	78	35	31	10	8	2
選挙管理委員会	54	19	35			
人事委員会	3		3			
監査委員						
労働委員会						
警察本部長	53	18	19	9	1	7
海区漁業調整委員会						
内水面漁場管理委員会						
公安委員会						
収用委員会	2		1			1
地方独立行政法人	5		4	1	1	
地方三公社	9	5	2	2	2	
合計	943	350	465	63	47	65

注 秘書室は、総務部に含まれます。

3 非開示事由適用件数

公文書の開示請求に対しては、請求に係る公文書中に個人に関する情報や事業情報等、情報公開条例上の非開示事由に該当する情報が記録されているものを除き、原則的に開示することとなります。なお、平成20年度における非開示事由の事由別適用件数は、表3-1及び表3-2のとおりです。

表3-1 非開示事由の事由別適用件数（平成13年7月1日前に作成・取得した公文書）

福岡県情報公開条例（昭和61年福岡県条例第1号）第9条第1項各号	件数		
	非開示	部分開示	計
第1号 個人情報		4	4
第2号 事業情報		3	3
第3号 行政内情報			
第4号 国等関係情報			
第5号 行政運営情報		1	1
第6号 捜査情報			
第7号 法令秘書情報			
第8号 議員個人・会派情報			
計		8	8

表3-2 非開示事由の事由別適用件数（平成13年7月1日以降に作成・取得した公文書）

福岡県情報公開条例（平成13年福岡県条例第5号）第7条第1項各号	件数		
	非開示	部分開示	計
第1号 個人情報	11	292	303
第2号 事業情報	3	296	299
第3号 審議・検討等情報		7	7
第4号 行政運営情報	2	33	35
第5号 任意提供情報		5	5
第6号 捜査等情報	1	11	12
第7号 法令秘書情報		4	4
第8号 議員個人・会派情報			
計	17	648	665

注 重複適用があるため、表1の件数と合致しません。

4 主な開示請求の内容

主な開示請求の内容は、表4のとおりです。

表4 主な開示請求の内容

請求内容	件数	実施機関
医療法人の決算書	135	知事（保健医療介護部）
公益法人の決算書	82	知事（総務部等）
産廃業者の指導に関する書類	50	知事（環境部）
政治資金収支報告書	48	選挙管理委員会
道路供用開始等に係る工事図面	23	知事（県土整備部）

5 公文書の開示請求者別内訳

公文書の開示請求者別内訳は、表5のとおりです。

表5 公文書の開示請求者別内訳

開示請求者の区分	件数
県の区域内に住所を有する個人	360
県の区域内に事務所を有する法人その他の団体	405
県の区域外に住所を有する個人	43
県の区域外に事務所を有する法人その他の団体	135
合計	943

6 不服申立ての状況

公文書の開示請求に対する決定に不服がある請求者は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定に基づき、不服申立てを行うことができます。
平成20年度は、不服申立てが14件ありました（表6）。

表6 不服申立ての状況

不服申立案件	実施（諮問）機関	不服申立年月日	情報公開審査会		実施（諮問）機関の裁決又は決定	
			諮問年月日	答申年月日	裁決等年月日	裁決等内容
「農畜産物処理加工施設工事に関する費用」非開示の件	知事	20.4.30	20.8.4	20.10.27	20.12.15	棄却
「交通情報管理システムに関する文書」開示の件	公安委員会	20.6.16	20.9.4	21.1.27	21.4.23	棄却
「会計検査院検査調書」部分開示の件	知事	20.7.4	20.8.1	21.3.31	21.4.22	棄却
「大牟田リサイクル発電事業に関する文書」非開示の件	知事	20.7.28	20.8.13	20.10.24	20.2.27	棄却
「特定介護サービス事業者に関する文書」部分開示の件	知事	20.7.24	20.8.27	21.3.27	21.5.27	一部認容
「大牟田リサイクル発電事業に関する文書」部分開示の件	知事	20.8.7	21.3.16	審査中		
「大牟田リサイクル発電事業に関する文書」部分開示の件	知事	20.8.7	21.3.16	審査中		
「大牟田リサイクル発電事業に関する文書」部分開示の件	知事	20.8.7	21.3.16	審査中		
「県退職者の再就職先が分かる文書」非開示の件	知事	20.10.29	20.12.24	21.5.29	21.6.26	一部認容
「複合経営促進施設の工事の積算根拠資料」非開示の件	知事	20.11.25	21.2.27	審査中		
「大牟田リサイクル発電事業に関する文書」部分開示の件	知事	20.12.15	21.3.16	審査中		
「県立学校の管理職等の選考に関する文書」非開示の件	教育委員会	20.12.19	21.1.28	21.4.20	21.6.9	認容

「県立大学職員の懲戒処分に関する文書」部分開示の件	福岡県立大	21.1.14	21.3.31	審査中	
「県立大学職員の懲戒処分に関する文書」部分開示の件	福岡県立大	21.3.2	21.5.7	審査中	

7 苦情申出の状況

平成20年度は、苦情申出はありませんでした。

8 出資法人の情報公開の状況について

情報公開条例第37条第1項により実施機関が定める出資法人が行う情報公開制度の状況は次のとおりとなります（表7、表8）。

なお、平成20年度は、出資法人が行った開示決定等に対する異議の申出は4件ありました。

表7 出資法人が保有する文書の開示申出の状況

開示請求 の 件数	決定の状況				取下げ
	開示	部分開示	非開示	却下	
7	1	6			

表8 異議申出の状況

異議の申出案件	出資法人	異議の申出年月日	出資法人の決定	
			決定年月日	内容
「改訂長期事業計画案」部分開示の件	大牟田リサイクル発電株式会社	20.7.10	20.7.17	棄却
「第10回定時株主総会議案書」部分開示の件	大牟田リサイクル発電株式会社	20.7.22	20.7.29	棄却
「RDFの供給及び処理委託に関する契約書」部分開示の件	大牟田リサイクル発電株式会社	20.8.1	20.8.8	棄却
「2008年度に作成した単年度事業計画案及び改訂長期事業計画案」部分開示の件	大牟田リサイクル発電株式会社	20.12.16		審査中

9 指定管理者の情報公開の状況について

情報公開条例第37条の2第1項により県が設置した公の施設の管理を行う指定管理者（実施機関が定める出資法人である者を除く。）が行う情報公開制度に基づく開示申出はありませんでした。

II 情報提供

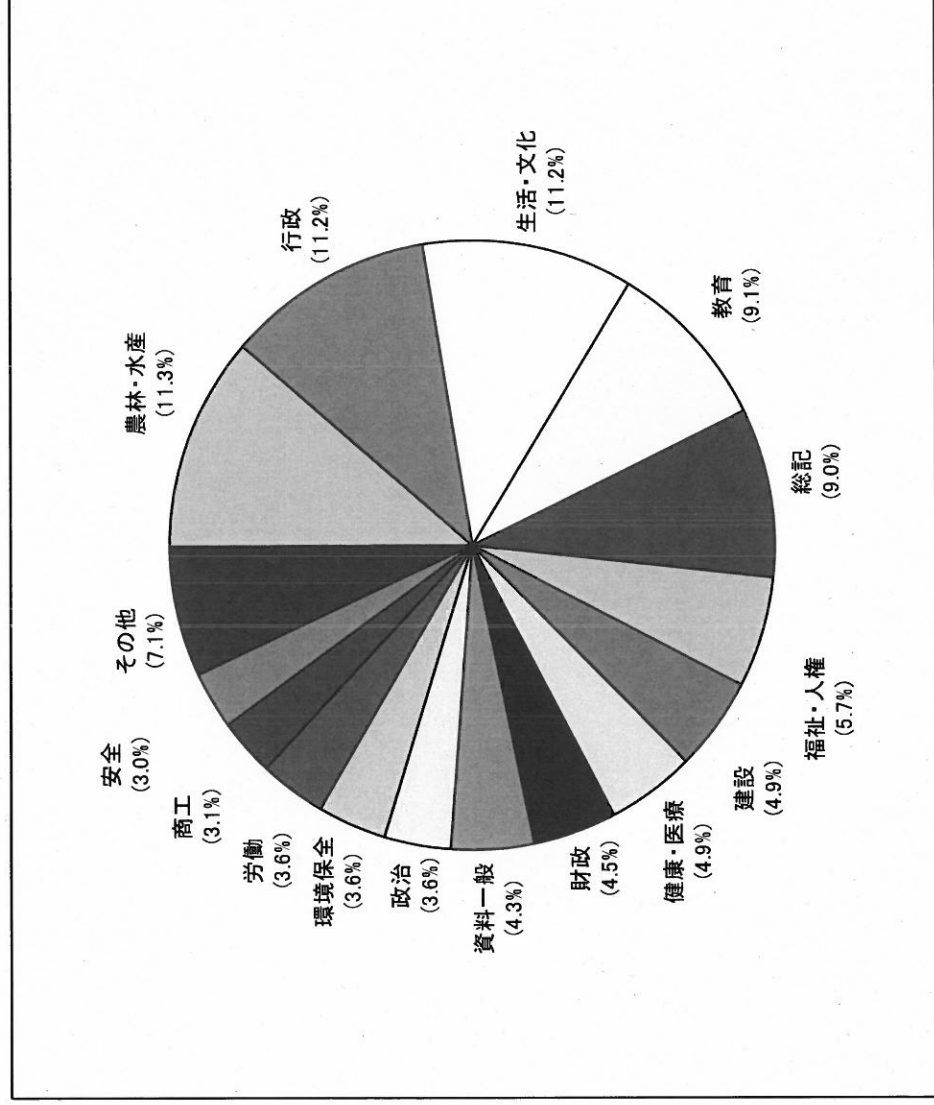
1 県民情報センターと地区県民情報コーナーの配架資料

県民情報センターと地区県民情報コーナーでは、行政資料を配架し、閲覧、複写、貸出し等のサービスをしています（表1、図1）。

表1 配架資料の件数（平成21年3月31日現在）

名称	件数	地区県民情報コーナー				合計
		北九州	筑後	筑豊	京築	
県民情報センター	12,446	2,734	2,698	2,819	2,747	10,998
件数						23,444

図1 配架資料の分野別構成比



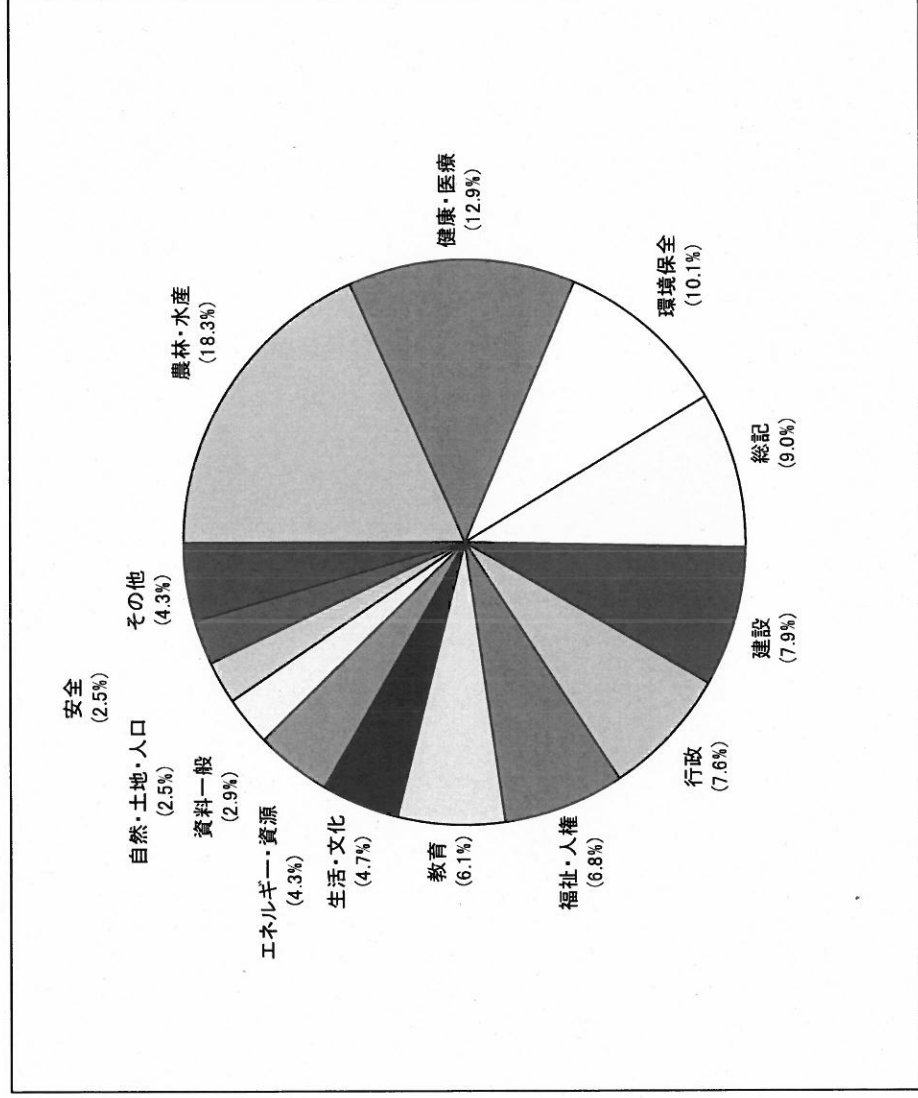
注 「その他」は、自然・土地・人口、経済、運輸・通信、余暇・スポーツ、エネルギー・資源に関するものです。

2 県民情報センターと地区県民情報コーナーの利用状況（表2、図2）

表2 利用状況（平成20年4月1日～平成21年3月31日）

区分	情報提供（人）	写しの交付（枚）	資料の貸出（冊）
県民情報センター	26,560	78,148	219
地区県民情報コーナー			
北九州	3,006	1,615	10
筑後	2,903	4,173	25
筑豊	7,128	6,765	21
京築	4,704	5,035	3
計	44,301	95,736	278

図2 貸出状況の分野別構成比



注 「その他」は、余暇・スポーツ、運輸・通信、政治、労働、商工、経済、財政に関するものです。

3 行政資料の有償頒布制度

情報提供の充実を図るため、県民の皆さんの要望の高い行政資料を有償で頒布しており、「県政概要」など43種類の行政資料を3,889部頒布しました。

公告

福岡県個人情報保護条例（平成16年福岡県条例第57号）第68条の規定に基づき、平成20年度における同条例の運用状況を次のように公表する。

平成21年7月15日

福岡県知事 麻 生 渡

平成20年度福岡県個人情報保護条例の運用状況

1 自己情報の開示請求の状況

(1) 文書による開示請求と決定の状況

平成20年度の文書による自己情報の開示請求の件数は124件で、そのうち実施機関が開示決定等を行った件数は、取下げ及び却下の件数8件を除いた116件です。また、実質開示率は不存在を理由とする不開示5件を除き100パーセントとなります(表1-1)。

表1-1 文書による自己情報の開示請求、開示決定等の状況

開示請求 の 件 数	決 定 の 状 況				実 質 開 示 率 %	
	開示	部分開示	不開示	取下げ		
				不 存 在		却 下
124	50	61	5	5	100	

(2) 実施機関別の開示請求件数と開示決定等の状況

実施機関別の開示請求件数は、警察本部長68件、知事36件、地方独立行政法人14件などとなっています(表1-2)。

表1-2 実施機関別の文書による自己情報の開示請求件数と開示決定等の状況

実施機関	開示請求 の件数	決定の状況				取下げ
		開示	部分 開示	不開示	取下 不存在	
総務部	1	1				
企画・地域振興部						
新社会推進部						
保健医療介護部	22	21	1			
福祉労働部	10	6	4			
環境部						
商工部						
農林水産部						
県土整備部	3	2				1
建築都市部						
会計管理局						
小計	36	30	5			1
議						
会						
公営企業の管理者						
教育委員会	2	1				1
選挙管理委員会						
人事委員会	2	1		1		
監査委員						
労働委員会						
警察本部長	68	3	55	4	1	5
海区漁業調整委員会						
内水面漁場管理委員会						
公安委員会	1		1			
収用委員会	1	1				
地方独立行政法人	14	14				
合計	124	50	61	5	1	7

注 秘書室は、総務部に含まれます。

(3) 不開示事由適用件数

不開示請求に対しては、請求に係る個人情報中に不開示請求者以外の個人に関する情報や事業情報等、個人情報保護条例上の不開示事由に該当する情報が記録されているものを除き、原則的に不開示することとなります。なお、平成20年度における不開示事由の事由別適用件数は、表1-3のとおりです。

表1-3 不開示事由の事由別適用件数

福岡県個人情報保護条例（平成16年福岡県条例第57号）第14条第1項各号	件数	
	不開示	部分開示
第1号 不開示請求者以外の個人情報	28	28
第2号 事業情報		
第3号 審議・検討等情報		
第4号 行政運営情報	37	37
第5号 評価判断情報	8	8
第6号 警察職員情報	55	55
第7号 捜査等情報	1	1
第8号 法令秘情報		
第9号 未成年者等情報		
第10号 会派情報		
計	129	129

注 重複適用があるため、表1-1の件数と合致しません。

(4) 主な不開示請求の内容

主な不開示請求の内容は、表1-4のとおりです。

表1-4 主な不開示請求の内容

請求内容	件数	実施機関
警察が作成した相談カードにおける自己情報	29	警察本部長
警察が作成した勤務日誌に記載された自己情報	22	警察本部長
県立大学(院)の入学(編入学)試験の成績結果	11	地方独立行政法人
被爆者健康手帳申請書	4	知事(保健医療介護部)
身体障害者手帳の申請書類	4	知事(福祉労働部)

(5) 口頭による開示請求（簡易開示）

平成20年度の口頭による自己情報の開示請求（簡易開示）の件数は、8,989件です（表1-5）。

簡易開示とは、実施機関があらかじめ定められた個人情報について口頭で開示請求を行い、直ちに開示を受けることができるもので、県立の高等学校等の入学試験、職員採用試験、県が行う資格試験等の結果（得点、順位等）が対象となっています。

平成20年度は、知事が23、教育委員会が7、人事委員会が5、警察本部長が14、地方独立行政法人が16、合計65の試験又は選考が対象となっています。

表1-5 簡易開示の状況（件数は平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）

実施機関	開示の対象となる試験又は選考	件数	開示期間
知	九州歯科大学附属歯科衛生学院 入学者選抜試験	13	合格発表の日から9日間
	調理師試験	36	合否発表の日から1か月間
	クリーニング師試験	1	合否発表の日から1か月間
	製菓衛生師試験	1	合否発表の日から1か月間
	福岡県ふぐ処理師試験	12	合否発表の日から1か月間
	福岡県歯科技工士試験	38	合否発表の日から1か月間
	福岡県准看護師試験	2	合否発表の日から1か月間
	毒物劇物取扱者試験	14	合否発表の日から1か月間
	登録販売者試験	148	合格発表の日から1か月間
	福岡県介護支援専門員実務研修 受講試験	1	合否通知を発送した日の翌日から1か月間
事	技能検定試験	17	合否発表の日から1年間
	職業訓練指導員試験	1	合否発表の日から1か月間
	福岡県立高等技術専門学校訓練生 選考試験	30	合否発表の日から1か月間
	福岡障害者職業能力開発校入校 選考試験	6	合否発表の日から1か月間
	採石業務管理者試験	2	合否発表の日から1か月間
	農業指導士認定試験	1	合否発表の日から1か月間
	家畜人工授精講習会修業試験	1	合否発表の日から1か月間
	狩猟免許試験	3	合否発表の日から1か月間
	小計	327	

教育委員会	福岡県公立学校教員採用候補者 選考試験（小学校教員、中学校教 員、高等学校教員、養護教員）	413	可否通知を発送した日の翌日か ら1か月間
	福岡県立高等学校入学者選抜	6,392	合格発表の日の翌日から1か月 間
	福岡県立中等教育学校及び福岡 県立中学校入学者決定	20	入学者決定結果通知を発送した 日の翌日から1か月間
	福岡県立特殊教育諸学校高等部 入学者選考	2	合格発表の日の翌日から1か月 間
	小計	6,827	
人事委員会	福岡県職員採用上級・中級・初級 試験	383	合格発表日の翌日から3か月間
	福岡県職員民間企業等職務経 験者採用試験	15	合格発表日の翌日から3か月間
	福岡県職員採用選考（人事委員会 が実施する職員採用選考に係る ものに限る。）	8	合格発表日の翌日から3か月間
	小計	406	
	福岡県警察官A（男性）採用試験	364	可否発表の日から1か月間
警察本部長	福岡県警察官B（男性）採用試験	88	可否発表の日から1か月間
	福岡県警察官A（女性）採用試験	32	可否発表の日から1か月間
	福岡県警察官B（女性）採用試験	24	可否発表の日から1か月間
	福岡県警察官C採用試験	4	可否発表の日から1か月間
	猟銃等講習考査	88	可否発表の日から1か月間
	警備員指導教育責任者講習修了 考査	139	可否発表の日から1か月間
	機械警備業務管理者講習修了考 査	28	可否発表の日から1か月間
	警備員等検定学科試験	115	可否発表の日から1か月間
	警備員等検定実技試験	55	可否発表の日から1か月間
	駐車監視員資格者講習修了考査	80	可否発表の日から1か月間
	小計	1,017	

地 方 独 立 行 政 法 人	九州歯科大学入学者選抜試験	87	4月16日から1か月間
	九州歯科大学推薦入学試験	9	4月16日から1か月間
	福岡女子大学入学者選抜試験	102	学生募集要項に定める期間
	福岡女子大学社会人特別選抜試験	1	4月1日から1か月間
	福岡女子大学大学院入学者選抜試験	1	合格発表の日の翌月の1日から1か月間
	福岡県立大学入学者選抜試験	151	4月16日から1か月間
	福岡県立大学推薦入学試験	52	4月16日から1か月間
	福岡県立大学社会人特別選抜試験	2	4月16日から1か月間
	福岡県立大学看護学部編入学試験	4	合格発表の日の翌月の1日から1か月間
	福岡県立大学大学院入学者選抜試験	3	合格発表の日の翌月の1日から1か月間
	小計	412	
	合計	8,989	

2 自己情報の訂正請求の状況

訂正請求とは、開示を受けた自己の個人情報に事実に関する誤りがあると認めるとき、実施機関に対し、その訂正（追加又は削除を含む。）の請求ができるものです。

平成20年度は、自己情報の訂正請求はありませんでした。

3 自己情報の利用停止請求の状況

利用停止請求とは、開示を受けた自己の個人情報が収集の制限（条例第3条）、目的外利用・提供の制限（条例第5条）又は電子計算組織の結合による提供の制限（条例第6条）に違反して利用又は提供をされていると想定するとき、実施機関に対し、その利用停止を請求することができるものです。

平成20年度は、自己情報の利用停止請求はありませんでした。

4 不服申立ての状況

開示請求、訂正請求又は利用停止請求に対する決定に不服がある請求者は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定に基づき、不服申立てを行うことができず。

平成20年度は、不服申立てが1件ありました（表2）。

表2 不服申立ての状況

不服申立案件	実施機関	不服申立年月日	個人情報保護審議会		実施機関の決定	
			諮問年月日	答申年月日	決定年月日	決定内容
「診療情報提供書」開示の件	九州歯科大学	21.1.20			21.2.19	却下

5 個人情報保護審議会

個人情報保護審議会は、実施機関からの諮問事項の調査審議、審査、答申及び個人情報保護制度に関する重要事項について建議を行うため、個人情報保護条例第51条の規定に基づき知事の附属機関として設置しています（設置は平成4年5月1日）。

平成20年度は、平成19年度の不服申立てに係る諮問が1件、「全国免許管理システムによる教育職員免許状情報の提供事務」に係る諮問が1件、「建築士・事務所登録閲覧システムによる建築士及び建築士事務所登録情報の提供事務」に係る諮問が1件あり、3件の答申がなされました（表3）。

表3 個人情報保護審議会の答申

答申年月日	件名	実施機関	諮問年月日
20.8.19	「特定介護保険施設の調査に係る文書」部分開示の件	知事	20.4.18
20.8.19	「全国免許管理システムによる教育職員免許状情報の提供事務」について	教育委員会	20.8.6
21.1.19	「建築士・事務所登録閲覧システムによる建築士及び建築士事務所登録情報の提供事務」について	知事	21.1.16

6 事業者が取り扱う個人情報の保護

知事は、個人情報保護条例第47条により、事業者が行う個人情報の取扱いについて苦情相談があったときは、これを適切に処理することとしています。

平成20年度は、苦情相談はありませんでした。

公告

貸金業法（昭和58年法律第32号）第24条の6の4第1項の規定に基づき、次の貸金業者の登録を取り消したので、同法第24条の6の8の規定により公告する。

平成21年7月15日

福岡県知事 麻 生 渡

商号又は名称及び氏名（法人にあっては代表者の氏名）	主たる営業所の所在地	登録番号及び登録年月日	行政処分の年月日及び内容	適用条文
秀和 荒川 秀樹	福岡県朝倉市入地 1668番地	福岡県知事 (N4)第06629号 平成18年11月17日	平成21年6月23日 登録取消処分	貸金業法第24 条の6の4第 1項
		福岡県知事 (3)第07483号 平成19年4月15日	平成21年6月29日 登録取消処分	貸金業法第24 条の6の4第 1項
(有)幸徳興産 文本 政治	福岡県福岡市西区 小戸3丁目38番11 号マリンパレス小 戸205号	福岡県知事 (1)第08417号 平成18年8月15日	平成21年6月23日 登録取消処分	貸金業法第24 条の6の4第 1項
ヤマト 納富 喜則	福岡県福岡市中央 区大手門2丁目9 番23号	福岡県知事 (1)第08420号 平成18年8月15日	平成21年6月23日 登録取消処分	貸金業法第24 条の6の4第 1項
ゼネラルファイ ナンス 上野 秀二	福岡県久留米市諏 訪野町1655番地3	福岡県知事 (1)第08462号 平成18年12月15日	平成21年6月23日 登録取消処分	貸金業法第24 条の6の4第 1項
平田 繁光	福岡県大野城市大 城3丁目19番20号	福岡県知事 (1)第08499号 平成19年5月15日	平成21年6月23日 登録取消処分	貸金業法第24 条の6の4第 1項
ラッシュサポー ト 藤岡 友広	福岡県福岡市博多 区博多駅前2丁目 10番12号 東映ハイラーク博 多駅前303	福岡県知事 (1)第08508号 平成19年5月15日	平成21年6月24日 登録取消処分	貸金業法第24 条の6の4第 1項

大南商事 砥綿 保	福岡県春日市上白 水8丁目84番地シ ャイニー春日101	福岡県知事 (1)第08545号 平成19年11月15日	平成21年6月23日 登録取消処分	貸金業法第24 条の6の4第 1項
真栄 池田 英一	福岡県前原市泊 1684番地の1	福岡県知事 (1)第08587号 平成20年7月15日	平成21年6月23日 登録取消処分	貸金業法第24 条の6の4第 1項
グリーン 青木 達也	福岡県福岡市中央 区春吉2丁目7番 4ヴィラージュ春 吉1502号	福岡県知事 (1)第08540号 平成19年10月15日	平成21年6月23日 登録取消処分	貸金業法第24 条の6の4第 1項